

子会社管理 迫られる強化

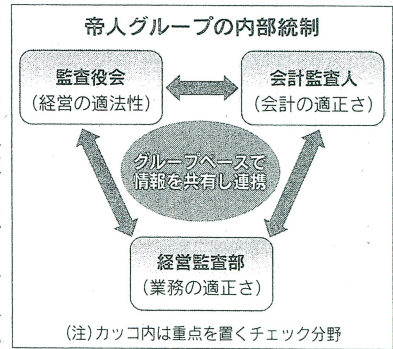
社外取締役の導入や情報共有...

グループ全体の監視力キ

上場企業にとって子会社の企業統治(コーポレートガバナンス)の重要性が増してきた。親会社に比べて株主や社外取締役の監督機能が弱く、死角になって問題が起きやすい面があるためだ。6月に成立した改正会社法も子会社統治の強化を求めている。問題点や改善策を探った。

(編集委員 塩田宏之)

7月30日、東京都江東区のマルハニチロ本社にグループの経営トップ約50人が集まり、「グループ経営会議」を開いた。招集した伊藤滋社長は旧アクリフーズの農業混入事件に触れて「事件を風化させず、グループ経営



を引締めていきたい」と語った。

昨年12月に事件が発覚したとき、旧アクリフーズは旧マルハニチロホールディングス(HD)の孫会社だった。昨年7月に白班問題を起こしたカネボウ化粧品も花王の完全子会社である。

株主チェック甘く

では子会社統治を強化するにはどうしたらいいのか。旧マルハニチロHDは事件発生前からの計画通り、今年4月にアク

ルディングス(HD)の孫会社だった。昨年7月に白班問題を起こしたカネボウ化粧品も花王の完全子会社である。

企業統治に大きな違いがある。ガバナンスに詳しい宮野勉弁護士は「不特定多数の株主がいた方が監督機能は高まる」と話す。例えば上場企業は株主総会に備えて想定問答集をつくる。株主への説明責任を果たそうとすることが経営の自己チェックになるという。

一方、完全子会社の株主は親会社だけ。子会社社長が親会社社長と同期入社である場合などは親会社が遠慮がちになり、監督機能が及ばない。社外取締役も選任しないことが一般的だ。

親子の統合で会社の壁をなくすことは対策の一つといえる。ただ子会社すべてには応用できない。ほか、マルハニチロの第三者検証委員会は「組織をひとつにするだけでガバナンスが実現するわけではない」とクギを刺した。同社は今後、検証委員会への提言に基づいて「リスク管理統括部」の創設などに取り組む。

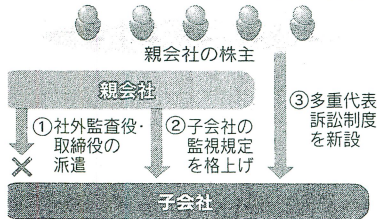
統合以外の対策として、宮野弁護士は「完全子会社に親会社以外から社外取締役をあえて招く方法もある」と話す。社集まる。「グループ共通の勉強会を開いている」(茅野みつる執行役員法務部長)ためだ。

海外のロースクールに派遣された若手、中堅社員が輪番で講師になっており、受講者は20~30人。グループ会社の法務部門からも参加できる。7月23日のテーマは「株主総会」だった。勉強会の幹事を務める池田千夏氏は「情報の共有に役立つ」と言う。グループベースで法務担当者の能力を引き上げつつ、連携を強める狙いがある。

日本企業の海外展開やM&A(合併・買収)に伴い、子会社統治は今後ますます重要になる。

転換期の企業統治

改正会社法が求める子会社統治の強化



- ポイント
- ①親会社関係者は社外監査役・取締役になれない
 - ②子会社の内部統制の構築義務を法律本体で明記
 - ③親会社の株主が子会社役員に責任を追及できる

①は社外要件の厳格化と呼ばれている。親会社の取締役や執行役などは子会社の社外役員として認められなくなる。

来春4~5月の施行が見込まれる改正会社法も子会社統治の強化を求めている。①親会社関係者を社外監査役や社外取締役に認めない②子会社の内部統制を構築する義務規定を法律本体に格上げする③親会社株主が子会社役員に責任を追及できる④の3点に対応する必要がある。

来年4~5月の施行が見込まれる改正会社法も子会社統治の強化を求めている。①親会社関係者を社外監査役や社外取締役に認めない②子会社の内部統制を構築する義務規定を法律本体に格上げする③親会社株主が子会社役員に責任を追及できる④の3点に対応する必要がある。

一定の条件を満たせば、親会社の株主が子会社役員を相手として株主代表訴訟を起こせる。完全子会社の株式の帳簿価格が、完全親会社の資産の5分の1超であることなどが条件だ。企業にはどんな対応が必要か。会社法改正に関

わった塚本英巨弁護士は「役員賠償責任(D&O)保険が検討課題の一つ」と指摘する。役員が会社に与えた損害などを補償する保険で、上場企業の9割が加入済みとされる。だが完全子会社の役員は株主代表訴訟のリスクがなく、未加入のケースが多いとみられる。

三井住友海上火災保険によると「改正会社法による」と「改正会社法の成立をきっかけに子会社全般の問い合わせが増えている」。多重代表訴訟の対象は完全子会社だけでなく、親会社が、他の子会社には親会社以外の株主があり、もともと、代表訴訟のリスクを抱えているからだ。D&O保険には子会社

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況

来春に改正会社法、施行へ 親会社の監督責任明確に

一定の条件を満たせば、親会社の株主が子会社役員を相手として株主代表訴訟を起こせる。完全子会社の株式の帳簿価格が、完全親会社の資産の5分の1超であることなどが条件だ。企業にはどんな対応が必要か。会社法改正に関

わった塚本英巨弁護士は「役員賠償責任(D&O)保険が検討課題の一つ」と指摘する。役員が会社に与えた損害などを補償する保険で、上場企業の9割が加入済みとされる。だが完全子会社の役員は株主代表訴訟のリスクがなく、未加入のケースが多いとみられる。

三井住友海上火災保険によると「改正会社法による」と「改正会社法の成立をきっかけに子会社全般の問い合わせが増えている」。多重代表訴訟の対象は完全子会社だけでなく、親会社が、他の子会社には親会社以外の株主があり、もともと、代表訴訟のリスクを抱えているからだ。D&O保険には子会社

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況

の報告も必要になる。背景には改正法案の策議過程で「親会社の取締役には原則、子会社監督の責任はない」とした判例に批判が強まったことによる構築義務を会社法施行規則で定めているが、これが会社法そのものに格上げされた。運用状況